

岐阜県障害児安全安心対策事業補助金申請要領

1 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、県内（岐阜市を除く。）において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う法人であつて、次に掲げる者を除きます。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人
- (8) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った法人
- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない法人
- (10) 法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した法人
- (11) 規則第4条の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない法人
- (12) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める法人

2 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①、②の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

①ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

②登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムの導入

3 補助対象経費

2の事業に伴い必要となる、以下の経費を対象とします。

- ▶ 装置・機器の購入費（運搬費、設置・据付費、工事費を含む）
- ▶ リース料
- ▶ 導入費用

※なお、補助金の対象となる経費は、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象です。

4 補助事業実施単位について

運営者の単位ごと（1法人ごと）

5 補助率・補助額

事業	基準額	補助率	補助金の額
①	1事業所あたり 200 千円	4 / 5	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に5分の4を乗じて得た額
②	【装置・機器の購入を行わない場合】 1事業所あたり 200 千円 【装置・機器の購入を行う場合】 1事業所あたり 700 千円		

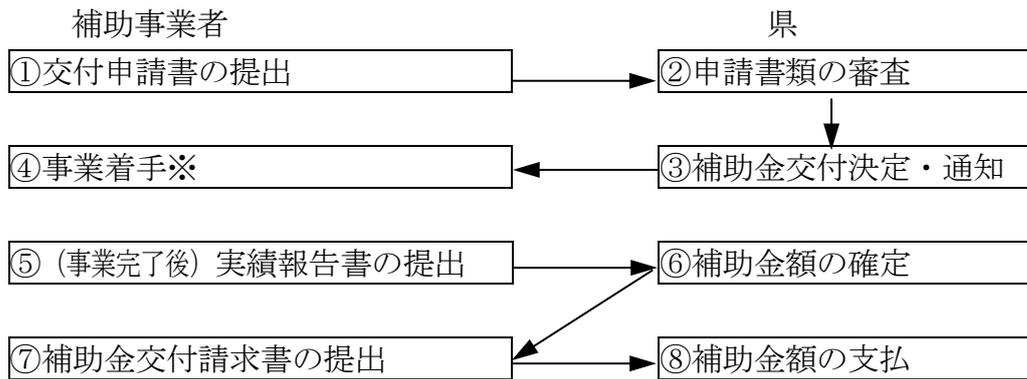
※補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てて申請してください。

6 申請受付期間

令和6年9月5日（木）から令和6年9月30日（月）まで

7 申請の手続

(1) 補助金申請の流れ



※ 令和6年4月1日以降に契約・発注したのも対象とします。

※ 補助事業の完了後30日以内、または令和7年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。なお、交付決定を受領する時点で補助事業が完了している場合は、交付決定の日から14日以内に提出してください。

(2) 提出書類

・同一法人内の複数事業所において事業を行う場合は、法人単位で作成し、提出してください。

	提出書類一覧
(1)	岐阜県障害児安全安心対策事業補助金所要額調（第1号様式別紙1）
(2)	補助事業一覧表（2以上の事業所を申請する場合）
(3)	岐阜県障害児安全安心対策事業補助金収支予算書（第1号様式別紙2）
(4)	補助対象経費算定根拠となるもの（見積書、導入予定の装置・機器のカタログ等）
(5)	口座振込先登録依頼書（必要な場合）
(6)	申請時チェックリスト（別添 申請時チェックリスト）

(3) 申請書類の入手方法

岐阜県公式ホームページからダウンロード

【URL】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/377854.html>

(4) 提出方法

・申請書類は、電子メール又は郵送により、以下の提出先に提出してください。

岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL：058-272-1111（内線 3494）

E-mail： c11226@pref.gifu.lg.jp

※電子メールの場合、メールは何通になっても構いませんので、1つのメールに添付するファイルのサイズ合計は10MB以下となるようにしてください。

8 留意事項

○対象施設について

補助対象となる施設は、児童発達支援センター、児童発達支援事業所とします。

○2の①の事業について

- ▶ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は、本事業の対象外とします。
- ▶ 対象となる機器については、GPSやBLE^(※)により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とします。(※) Bluetooth Low Energy

○事業の実施時期について

補助対象事業は、原則として令和7年2月末日までに支払いまで完了することが必要です。

○交付申請から交付決定までの期間について

提出された交付申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できているから、交付決定の通知を送付します。

○その他

- ▶ 必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めることがあります。
- ▶ 申請にあたっては、この要領のほか、交付要綱を十分に確認してください。
- ▶ 実績報告書（交付要綱第9号様式）の提出については、手続き表に記載のとおりですが、以下の書類添付を想定していますので、予めご承知おき願います。
 - ・精算書（交付要綱第9号様式別紙1）
 - ・補助事業一覧表（2以上の事業所で事業を実施した場合）
 - ・収支決算書（交付要綱第9号様式別紙2）
 - ・導入実績及び金額の確認できるもの
 - － 契約書、納品書、請求書、領収書それぞれの写し
 - ※契約書がない場合、請書、注文書でも可
 - ・写真（以下を含む4点以上）
 - － 導入した装置・機器の本体及び付属品等
 - － 導入した装置・機器に本体に「R6年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金にて導入」と表示した箇所
 - － 導入した装置・機器を設置した部屋等の全景
 - ※利用者が写る場合、特定できないように配慮を
 - － 導入した装置・機器に表示された製品名、型番等とそれが記載された納品書の原本と一緒に1枚の写真に写したもの